

## 議題

加速型自社株買い(ASR: Accelerated Share Repurchase)の会計  
処理に関する検討状況

## 第 21 回基準諮問会議までの経緯

1. 第 20 回基準諮問会議（2014 年 3 月 18 日開催）において、加速型自社株買い（以下「ASR 取引」という。）の会計処理に関して、以下の提案があった。

(テーマ)

加速型自社株買い (ASR: Accelerated Share Repurchase) の会計処理

(提案理由)

米国会計基準では、米国財務会計基準審議会 (FASB) 会計基準コーディフィケーション (FASB-ASC 505-30-25) に定めのある ASR 取引 (加速型自社株買い) について、日本基準では明確な会計上の定めはない。最近、ASR 取引についての相談が来ているが、我が国において明確な会計上の定めがなく、資本取引に係るものであることから米国での取扱いをそのまま参考にする 것도できず、判断に窮している。したがって実務対応報告において会計上の取扱いを明確化すべきと考えられる。

(具体的内容)

ASR 取引では、会社が自己株式を取得するが、当該株式は相手先の金融機関が市場から貸株として借り入れたものであり、その後の株価の推移によって金融機関との間で調整が行われる。具体的には、その後の一定期間の平均株価が当初取得原価を上回った場合、自社株式又は現金で決済され (会社から金融機関へ株式を引き渡す、又は現金を支払う)、一方、その後の一定期間の平均株価が当初取得原価を下回った場合、金融機関から現金を受け取る取引形態が一般的である。

このとき、当該決済金額に関して、自己株式の取得とその後の決済を一つの取引ととらえて自己株式の取得原価の事後調整とするのか、自己株式の取得とその後の決済を別個の取引 (二つの取引) ととらえて決済時の損益または自己株処分差額として処理するのが論点となる。

2. 前項の提案に関しては実務対応専門委員会に評価依頼がなされ、実務対応専門委員会は数回の審議を行った。  
審議においては、ASR 取引に関する会計処理については、(1)当初に自己株式を取得する取引と株価の推移によって調整を行う取引を 1 つの取引として取り扱うべきか、2 つの取引として取り扱うべきか、また、(2)2 つの取引として取り扱った場合に株価の推移によって調整を行う取引を資本取引とするか、損益取引とするかという論点があり、後者は自社株式を対象としたデリバティブが負債か資本かという難しい論点を含んでいることが議論された。
3. 実務対応専門委員会は審議の結果、以下の評価を行い評価結果を第 21 回基準諮問会議に報告した。

仮に取引が実行された場合、取引金額が多額になることが想定されるため、会計処理の明確化に関する強い要望があるものの、以下のように、現時点においては、ASBJ の新規テーマとして検討を進めるには困難性が高いと考えられる。

- ① 事務局が調べた範囲内では、現時点では我が国において取引が実行された事例はない。したがって、仮に会計処理を検討する場合は、米国において行われている事例などを前提に検討せざるを得ないが、会社法など、関連法規制との関係で、米国で行われている事例を分析しても、我が国の例にあてはまるかどうか不明である。
- ② 原則として、会計基準は制度的に実行可能なものを対象に開発され、仮定取引に対して開発された例はない。

上記を考慮すると、現時点においては ASBJ の新規テーマとすることは困難であると考えられ、当面、当該取引の進展の状況を見守るべきと考えられる。

4. 2014年7月18日に開催された第21回基準諮問会議では、前項に記載した実務対応専門委員会の評価について審議が行われた。そこでは以下の意見が聞かれた。
  - テーマ提言としないとする事務局案に反対である。企業側にとって、自社株買いを行う際の選択肢を広げるニーズがあり、株主還元等の意味も含めて、昨今の大きな経済施策の流れであると考えている。よって、事例がないからということで検討をしないとするのは適切ではなく、障害があるのであれば、何が障害でそれにどう対応すべきであるかを明確にすべきである。
  - 当面、当該取引の進展の状況を見守るという実務対応専門委員会の評価は、強い要望に対してあまりに消極的な回答ではないかと考えられ、積極的な姿勢で取り組む方向性を望む。
  - 新規テーマとして提言しないとの事務局提案に賛成する。自己株式の取得については、会社法の規制が大きいと思われるため、まずは会社法上どうなるかを検討した上での対応になると考える。
  - 会社法の取扱いが制約となっているということであれば、まずは会社法上の取扱いをクリアすべきであるということを確認に示すべきではないか。
  - 仮定取引なので基準を検討することが難しいとの判断は理解できるが、このようなケースは今後も想定されると思われ、基準諮問会議及びASBJとして、今後、どのように取り組んでいくべきかを検討すべきである。
  - 前提条件が整備されていない中で検討を進めることは難しいとする判断は理解できるが、一定のニーズがあると想定される中で、進展の状況を見守るとの結論はあまりに消極的であると思われるため、保留するとしてももう少し前向きな理由にしたほうが良い。
5. これらの意見を受け、議長より、「加速型自社株買いの会計処理を新規テーマとして取り上げるべきかどうかについて両論があり、コンセンサスを得られるまでには至っていないため次回の基準諮問会議でもう一度議論してはどうか。」との発言がなされ、了承された。

## 第 21 回基準諮問会議後の事務局における検討

6. 本件については、前回の基準諮問会議で聞かれたとおり、会計基準を開発することに対する実務上のニーズは強いと考えられるが、一方で、ASBJ が新規テーマとして会計基準の開発を行うに当たっては、以下の困難さが認識されている。
  - ① 過去の取引実績がないことから、我が国において適用可能なスキーム（関係法制等の取扱いを含む。）か否かを判断することが難しいこと。
  - ② 第 2 項に記載のとおり、本件は負債と資本の区分という困難な領域に属すること。
7. 第 21 回基準諮問会議の後、事務局で検討を行い関係者と協議を行った結果、仮に ASBJ で審議を行うこととなった場合、日本証券業協会にご対応頂けることとなった。具体的には、ASBJ の審議の過程で証券業協会からの参考人にご参加頂き、米国におけるスキームの説明、我が国で想定されるスキームの説明、それらの関係法制等の制約とその取扱いをご説明頂くことが想定される。
8. これにより第 6 項の①の困難さは一定程度対応がなされると思われるが、第 6 項の②の検討上の困難さはある。この困難さを認識したうえで、本件に関する会計基準を開発するニーズが強いことを踏まえ、ASBJ に対して新規テーマとしての提言を行ってはどうか。

以 上